

## 議案第54号

狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「393円80銭」を「405円99銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第9条、第10条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

公職選挙法施行令の改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額を改定したいので、この案を提出するものである。